

## 水洗化の手法として長野市は公共下水道、農業集落排水、浄化槽により実施している。

本市の公共下水道（国土交通省所管）の整備方式としては

### (1)単独公共下水道

地方公共団体が単独で処理場、管渠を整備するもので、主として市街地で開催しており本市では昭和 28 年より東部処理区として整備している。

### (2)流域関連公共下水道

複数の市町村が共同で整備・管理するもので長野市が関係する千曲川流域関連公共下水道は、上流処理区と下流処理区があり県が終末処理場と幹線を整備管理している。

### (3)特定環境保全公共下水道

水道水源など水質保全上特に必要な地区や観光地などで概ね人口が 1,000 人未満の地域を対象とした公共下水道。

公共下水道の面整備は全体計画面積 10,795.8ha のうち 8,538.6ha が整備済みで整備率 79.1%、普及率は住民基本台帳行政人口 377,887 人に対し 84.1%、水洗化率は 90.5%。

## 農業集落排水事業（農林水産省所管）

農村地域振興の一環として公共下水道で整備できない地域を対象に整備を進めてきた水洗化事業で、平成 3 年の信更信田東部地区の整備に始まり、平成 19 年の篠ノ井山布施地区で整備が完了している。

旧長野市で 10 地区、豊野町で 4 地区、戸隠で 5 地区、鬼無里で 2 地区があり、整備済人口 8,011 人のうち水洗化済みは 6,954 人で水洗化率 86.8%。

## 浄化槽（環境省所管）

個人が敷地内に浄化槽を設置し処理するのでも、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽がある。単独処理浄化槽はトイレのみを水洗化し浄化槽にて処理するもので、合併処理浄化槽はトイレ、台所及び風呂等を一つの浄化槽で処理するものである。

本市の合併処理浄化槽事業は、市町村設置型と個人設置型がある。

市町村設置型は行政が浄化槽を設置管理するもので、本市は利用者から設置費用の 1 割と使用料金を頂いている。旧戸隠村で 82 基、旧鬼無里村で 271 基 合計 353 基設置済みであり、本年度から上下水道局で所管している。

また個人設置型は個人が設置・管理するもので戸隠・鬼無里地区以外が対象で、環境部所管で設置費用に対し 1/2 を限度に補助金を交付している。

それぞれの整備に要する財源としては、国庫補助、起債、受益者負担によっており、長野市全体の平成 20 年度末の各事業を合わせた普及率は 88.7%である。

**本市は公共下水道を「分流式」で整備しており、雨水対策も下水道整備の一環である。**

下水道法で定める下水道は「下水を排除するために設けられる排水管及びこれに接続して下水を処理するための処理施設等の施設の総体をいう」と定義され、その下水には汚水と雨水がある。

雨水対策は、河川法の一級河川（国管理の千曲川・犀川、県管理の浅川・裾花川など）、準用河川（市管理の北八幡川など）の整備と併せて、市街地に降った雨を効率的に集め排水する管路の整備が必要であり、公共下水道の重要な役割の一つとなっている。

本市の雨水整備は平成 20 年度末で 30.2%と遅れており、特に千曲川の増水に対処するポンプ場整備及び近年の局所的な豪雨に有効な雨水調整池整備が重要となっている。

下水道整備の費用負担については、下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割（受益者が限定される）を総合的に考慮し、「**汚水私費、雨水公費の原則**」により汚水に係るものは私費（公共下水道管理者が徴収する使用料）で、雨水に係るものは公費で負担することとしている。そのため、今後整備する雨水の経費については一般会計の負担となることから、その事業費に関して市長部局との調整が急務となっている。